

高根沢町空家等解体費補助金について

高根沢町では、

周辺住民等の安全や生活環境の保全を図るため当該特定空家等を解体する者に対し、**当該空家の解体に係る工事費用の一部を補助しています。**

※「特定空家等」とは、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項の規定による特定空家等のことです。

■【補助対象空家】

- ① 高根沢町内の空家であること。
- ② 個人が所有するものであること。
- ③ 営利目的で所有されていないこと。
- ④ 所有権以外の権利が登記されていないこと。
- ⑤ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

■【補助対象者】

- ① 補助対象空家等の所有者または相続人その他補助対象空家の管理及び処分に関し正当な権利を有する者。(補助対象物件が共有物件である場合は、共有者全員の同意を得ている者に限る)
- ② 町税を滞納していないこと。(補助対象物件が共有物件である場合は、共有者全員が町税を滞納していないこと)
- ③ 暴力団員等でないこと。

■【補助対象工事】

次の各号のいずれかに該当する、町内に事務所もしくは事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主が実施する、補助対象空家及びその敷地内にある建築物、工作物、動産等を解体し及び撤去する工事であること。

- ① 建設業法第3条第1項の許可を受けたもの。(建設工事業または解体工事業の許可に限る)
- ② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けたもの。

■【補助金額等】

補助対象工事に要する**経費の2分の1**とし、**50万円を上限**とする。

(なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。)

補助金の交付は、**空家1棟につき1回**、または**1人につき1回**。

～【裏面 もご覧ください】～

■【補助金の申請方法】

「空家等解体費補助金交付申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添えて、申請ください。

- ① 補助対象工事に係る見積書の写し
（補助対象とならない工事を含む場合には、その区分が明確なもの）
- ② 補助対象空家等に係る登記事項証明書
（未登記の建築物にあつては、所有者及び建築年月の分かるもの）
- ③ 補償対象工事の着工前の写真
- ④ 申請者の氏名及び住所を確認できる書類の写し
（補助対象空家等が共有物件の場合は共有者全員分）
- ⑤ 申請者の町税を滞納していないことを証明する書類
（補助対象空家等が共有物件の場合は共有者全員分）
- ⑥ 補助対象空家等が共有物件の場合にあつては、共有者全員から解体することについての同意を確認できる書類
- ⑦ 前各号のほか、町長が必要と認める書類

■【実績報告】

交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、空家等解体費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- ① 補助対象工事の請負契約書の写し
- ② 補助解体工事に係る領収書の写し
- ③ 補助対象工事の工事完了後の写真
- ④ 前号のほか、町長が必要と認める書類

■【申請書類等の提出先】

高根沢町地域安全課までご持参ください。

■【その他】

書類のダウンロード、詳細につきましては下記二次元コードよりご確認ください。



〔お問い合わせ先〕

〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町 地域安全課 地域安全係

TEL 028-675-8110 FAX 028-675-2409

Eメール anzen@town.takanezawa.tochigi.jp

～【こちらは **裏面** になります】～